

# 京都市立周山中学校 部活動運営方針

## 1. 部活動のねらい

部活動は、個性の伸長を図ると共に、身体的・精神的に強い意志のある人間、規則を守り礼儀正しい人間を育成することを目的とする。また単に技能だけを高める場では無く、お互い協力して助け合い、社会的にも豊かな人格を育む場である。

## 2. 位置づけ

部活動は学校教育活動の一環として行い、スポーツや文化及び科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等に資するものとする。

## 3. 部の成立

部の設置に関しては、①部員数 ②顧問 ③活動場所 の条件を全て満たした上で、部活動検討委員会で討議し、職員会議で協議し、校長が決定する。

## 4. 入部

希望生徒は、本校に設置されている部に加入し、できるだけ3年間継続して活動することを原則とする。

## 5. 運営規程

### (1) 活動期間

原則として1年生の4月から3年生が出場可能な公式大会までとする。

音楽部・美術部は、学校行事である文化祭までとする。

### (2) 活動時間

平日2時間程度、学校の休業日（土日、祝日、長期休業等）は3時間程度を原則とする。

平日は、冬季校時は16時30分、夏季校時は18時を完全下校とする。

### (3) 休養日

平日に一日（基本は水曜日）以上、土日のどちらか一方（基本は日曜日）を休養日とする。

大会などにより、土日の両方に活動した場合は、休日後の平日を休養日とする。

### (4) 活動休止

定期テストの一週間前から、テスト最終日の前日までは、活動を休止する

夏休み・冬休みの学校閉鎖期間や、春休みの年度替わりの時期は部活動休止とする（別途指示する）。

その他、学校行事、学校体制、気象条件等により、活動を休止する場合がある。

### (5) 活動計画

各部活動ごとに、活動計画を作成し、顧問から保護者に配布する。

### (6) 部費

部活動運営に必要な経費として部費を徴収する場合は、職員会議の承認を得ると共に、保護者に会計報告を行う。